

たかさき環境パートナーシップ会議設置要綱

(設置)

第1条 高崎市環境基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、市民、市民団体、事業者及び市が協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進を図るため、たかさき環境パートナーシップ会議（以下「環境会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 環境会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画に掲げる事業の推進に関すること。
- (2) 環境保全活動の実施、情報の交換及び普及活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するための実践的な取組に関すること。

(会員)

第3条 環境会議は、次の各号に定める者（以下「会員」という。）で組織する。

(1) 第1条の目的の達成に寄与すると認められる市民団体及び事業者並びに関係機関

- (2) 学識経験のある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長の推薦を受けた者

2 環境会議への参加を希望する者は、たかさき環境パートナーシップ会議参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）を会長に提出するものとする。

3 会長は、前項の規定による参加申込書の提出があったときは、その内容について環境会議の会議（以下「会議」という。）で承認を得るものとし、その結果を当該者に伝えるものとする。

(会長、副会長及び幹事)

第4条 環境会議に会長及び副会長1人を置く。幹事は、概ね10会員毎に1人を置くことができる。ただし、10人を上限とする。

2 会長及び副会長は、市長が会員の中から推薦した者であって、会議において承認されたものをもって充てる。

3 幹事は、会議において承認された者をもって充てる。

4 会長、副会長及び幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 会長は、環境会議を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、会員の半数以上の出席(委任状による代理出席を含む。)がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明をさせ、又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条の2 会議の円滑な運営を図るために幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 会長は、必要があると認めるとき、会員を幹事会へ出席させ、意見を聴くことができる。

(登録情報の変更及び環境会議の退会)

第6条 会員は、提出した参加申込書の内容に変更が生じたときは、たかさき環境パートナーシップ会議登録情報変更届(様式第2号)を、本会議の退会を希望するときは、たかさき環境パートナーシップ会議退会届(様式第3号)を、会長に提出しなければならない。

(庶務)

第7条 環境会議の事務局は、環境部環境政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、環境会議に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。